

平成29年（2017年）6月紀北町議会定例会会議録

第 4 号

招集年月日 平成29年6月6日（火）

招集の場所 紀北町本庁舎議会議場

開 議 平成29年6月16日（金）

応 招 議 員

1 番	大西瑞香	2 番	原 隆伸
3 番	奥村 仁	4 番	樋口泰生
5 番	太田哲生	6 番	瀧本 攻
7 番	近澤チヅル	8 番	入江康仁
9 番	家崎仁行	10番	玉津 充
11番	奥村武生	13番	東 清剛
14番	平野隆久	15番	中津畑正量

不 応 招 議 員

なし

地方自治法第 121条の規定により説明の為議会に出席した者の職氏名

町 長	尾上 壽一	副 町 長	中場 幹
会計管理者	玉津武幸	総務課長	濱田多実博
財政課長	上野和彦	危機管理課長	水谷法夫
企画課長	宮原俊也	税務課長	上村 毅
住民課長	上ノ坊健二	福祉保健課長	中村吉伸
環境管理課長	玉本真也	農林水産課長	武岡芳樹
商工観光課長	石倉充能	建設課長	植地俊文
水道課長	上野隆志	海山総合支所長	玉津裕一
教育長	村島赳郎	学校教育課長	宮本忠宜
生涯学習課長	井土 誠	監査委員	松永 剛

職務の為出席者

議会事務局長	脇 俊明	書 記	佐々木 猛
書 記	奥川賀夫	書 記	家倉義光

提出議案 別紙のとおり

会議録署名議員

15番 中津畑正量 1番 大西瑞香

議事の顛末 左記のとおりを記載する。

(午前 9時 30分)

玉津充議長

皆さん、おはようございます。

定刻になりましたので、これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は14名であり、定足数に達しております。

玉津充議長

本日の日程については、お手元に配付しました議事日程表のとおりであります。

議事運営上、議事日程の朗読は省略することにいたしたいと思っておりますので、ご了承ください。

日程第1

玉津充議長

それでは日程にしたがい議事に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第126条の規定により、本日の会議録署名議員に、

15番 中津畑正量君

1番 大西瑞香君

のご両名を指名します。

日程第2

玉津充議長

次に、日程第2 委員長報告を行います。

それでは、本定例会において各常任委員会に付託され、審査を行った案件について、各常任委員長から審査の経過と結果についての報告を求めます。

まず、総務産業常任委員長 入江康仁君。

入江康仁君。

入江康仁総務産業常任委員長

皆さん、おはようございます。

それでは、平成29年6月議会定例会において、総務産業常任委員会に付託されました案件について、審査の経過と結果について、報告いたします。

まず、今期定例会で付託されました案件につき、6月7日、水曜日、午前9時30分から第1委員会室におきまして、委員7名出席のもとで開催いたしました。説明のため出席した者は、財政課、企画課、税務課、農林水産課、商工観光課、建設課、危機管理課の課長及び職員であります。

また、今期定例会において付託されました案件は、

議案第26号 紀北町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

議案第28号 専決処分の承認を求めることについて

議案第29号 小型動力ポンプ付積載車購入契約の締結について

議案第31号 紀北町道の路線変更について

議案第32号 紀北町道の路線変更について

議案第33号 紀北町道の路線変更について

議案第34号 平成29年度紀北町一般会計補正予算（第1号）の議案の7件の審査であります。

それでは、審査の経過と結果について、報告いたします。

まず、議案第26号 紀北町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の審査を行いました。

質疑、討論ともになく採決に入り、全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして、決定いたしました。

次に、議案第28号 専決処分の承認を求めることについての審査を行いました。

質疑といたしまして、議案書の14ページ、先日の議会で説明のあった軽自動車の減額内容、グリーン化特例の概要について、もう少し詳しく説明願いますという質疑に対しまして、グリーン化特例については、排気量抑制に係る軽自動車に関して、平成28年度と平成

29年度の軽自動車税を減免するものです。

制度内容については、平成27年度の議会にて、承認いただいたもので、平成29年度課税分までの特例でした。今回の内容については、平成29年度購入分を平成30年度課税、平成30年度購入分を、平成31年度課税とする減免適用の特例期間の延長によるものですという答弁でございました。

また、質疑といたしまして、特例対象となる軽自動車の区別について、把握されているか教えてくださいという質疑に対しまして、対象軽自動車の減免割合は、3段階あり、賦課額に対して、75%、50%、25%減免と分かれています。75%減免に対しては、主に電気自動車が対象となります。ほか50%、25%に対しては、各メーカーから多種多様なものが販売されているため、一概に判断ができませんが、各メーカーからの車両登録内容で課税をしていますという答弁でございました。

以上で質疑を終了し、討論に入り、討論はなく、採決に入り、全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして決定いたしました。

次に、議案第29号 小型動力ポンプ付積載車購入契約の締結についての審査を行いました。

質疑といたしまして、議案書47ページ、今回の契約は、既存車両の更新だと思いますが、既存車両に比べて、レベルアップ等しているところがあれば教えてください。

また、旧の車両の処分はどのように行いますかという質疑に対しまして、既存車両と同等品の更新ですが、車両・ポンプ共に最新機種であるため、それぞれ性能は向上していると思います。

また、車両の処分については、納入業者において処分してもらいますが、使用可能な動力ポンプなどは消防団の予備として保管しますという答弁でございました。

また質疑といたしまして、既存車両の初年度登録を教えてください。また、納期限が平成30年1月31日となっておりますが、納車は出初式には間に合わないのですかという質疑に対しまして、既存車両の初年度登録は、平成17年1月で、12年経過しています。納期については艀装等の工程があるため、7カ月程度はかかると思われます。前年度に納入された車両も、1月の中旬に納入されたため、出初式に間に合わすのは、難しいのではないかと考えられますという答弁でございました。

また、質疑といたしまして、ポンプの性能は、既存の2ストロークから4ストロークになっていますが、入札条件はどのようになっていますか。また、車両の処分について、引

き取られてから、どのように処理されるのでしょうかという質疑に対しまして、ポンプの入札条件としましては、既存のものと同じB3級で、2気筒2ストローク水冷式及び3気筒4ストローク水冷式のいずれかとしており、入札の結果、3気筒4ストローク水冷式の小型動力ポンプとなりました。

車両の処分については、消防団用の特殊車両であることから、引き取り後に解体し、後日、業者から車両の解体証明を提出してもらうようにしていますという答弁でございました。

また、質疑といたしまして、消防団車両は、全て12年程度で更新しているのですかという質疑に対しまして、消防団車両については、車両更新計画を作成し、それに基づいて、毎年2台ずつ更新していますという答弁でございました。

以上で質疑を終了し、討論に入り、討論はなく、採決に入り、全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして決定いたしました。

次に、議案第31号 紀北町道の路線変更についての審査を行いました。

質疑といたしまして、議案書53ページ、県の事業としてのバイパスの進捗状況と今後の予定を教えてくださいという質疑に対しまして、志子地区、一般国道422号道路改良事業の進捗状況と、今後の予定でございますが、平成29年5月現在の進捗状況は、田山区入口の角田橋付近から、志子地区の松原橋の間の橋りょう部を除く、道路詳細設計と用地立会と用地測量を実施しています。

その中の用地立会者の内、一部の方の用地の境界が、確定しない状況であると、県からうかがっています。平成29年度、今後の予定としましては、残りの用地境界の確定を行い、用地測量を実施するとともに、用地買収を行う予定とうかがっていますという答弁でございました。

また、質疑といたしまして、用地買収まで含めて、平成29年度で予定されているということですか。相手があることですから、もちろん分からないでしょうけれども、見通しとしてはどうですかという質疑に対しまして、答弁といたしまして、県の予定では、用地買収を平成29年度に行いたいという予定で、現在進んでいるとのことですのでという答弁でございました。

また、質疑といたしまして、バイパスを作ることについては、道路の安全性と危険性の観点があると思いますが、突端の理由はどういうものですか、という質疑に対しまして、当地区のバイパス事業に、県が着手した経過ですが、議案書54ページの位置図を見ますと、

旧起点と書いてあるところから、志子奥へ通ずる町道との交差点が、非常に危ないということと、90度に曲がる部分の視距が悪く、道路幅が狭くなっていることもあって、全体的に県としては、この一般国道422号を、赤羽に通ずる道路として、全体的な改良で、対応していこうと、事業化されたものと聞いていますという答弁でございました。

また、質疑といたしまして、3桁国道で県の管理ということですが、町道の路線の起点を変更する時期として、バイパスが出来上がっていないのに、起点を変えてもいいものでしょうか。今、起点を変更してしまうと、支障が出た時に、町が保全、補修をしなければならぬのではないかと。起点を変更する時期が、決められているのであれば、教えてくださいという質疑に対しまして、まず、今定例会で、議案第31号の議決をいただきましたら、町道の区域を変えるという告示をさせていただきます。

管理につきましては、新しく県道が供用される時、工事が完成して、県道としての利用される時に、町道は新しい区間になります。それまでは重複の路線となります。

構造物の支障、通行の改良が必要な場合は、県が対応することになります。繰り返しになりますが、新しく道路ができた時に、町道としての管理が発生するということとなります。

以上で質疑を終了し、討論に入り、討論はなく、採決に入り、全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして決定いたしました。

次に、議案第32号 紀北町道の路線変更についての審査を行いました。

質疑といたしまして、議案書55ページ、千尋隧道の旧終点付近に、ゲートがありますが、新終点が、隧道の入り口になった時に、ゲートも移動することになりますかという質疑に対しまして、旧終点にあるゲートは、森林管理署が管理していて、終点をトンネル入り口にした時に、ゲートは設置する方向で、現在、森林管理署と協議しておりますという答弁でございました。

ゲートは出口から入口に移動すると考えてよろしいですかという質疑に対しまして、同じゲートをそのまま移動できるかは分かりませんが、出口には、ゲートが無くなり、入口にゲートができるという考えで進めています。二重にゲートができるというわけではありませんという答弁でございました。

また、質疑といたしまして、現在、ゲートの鍵の管理状況について、教えてくださいという質疑に対して、森林管理署が適切に管理していると思いますが、町が預かっている鍵はありませんという答弁でございました。

以上で質疑を終了し、討論に入り、討論はなく、採決に入り、全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして決定いたしました。

次に、議案第33号 紀北町道の路線変更についての審査を行いました。

質疑といたしまして、議案書57ページ、現在、旧終点のところにゲートがありますが、終点の変更後は、新終点の銚子川第2発電所付近に移動することになりますかという質疑に対しまして、現在、終点付近にゲートはありますが、終点の変更によって、ゲートを移動する計画はありません。

今までは、町道との併用協定により管理していましたが、これから新終点以降は、町林道との併用協定により、管理することになる予定です。ゲートの位置は現在のままで置くことで、三重森林管理署と協議を進めていますという答弁でございました。

また、質疑といたしまして、第2発電所以降には、町有林や民有林があり、道の利用が多く、過去に事故も数件あり、今後の管理が心配されるが、今後どのように管理されていくことになりますかという質疑に対しまして、発電所よりも先には、町の年山があると思われ、道を利用される方もいると思います。

併用協定と修繕区分を説明しますと、今までは木津の入口から第2発電所までは、町が修繕し、それ以降は森林管理署が修繕するという、修繕計画の協定があります。これからも第2発電所までは町が修繕し、それ以降は、森林管理署が修繕することになりはなくなり、第2発電所以降は、町の林道として、併用協定によって管理していくことになりますという答弁でございました。

また、質疑といたしまして、この道路の開通時期と、資料でトンネルの位置を教えてくださいという質疑に対しまして、終点付近にある、4番目の白倉4号隧道の建設年が、昭和38年であるので、この年には、終点付近まで開通していたと思われます。トンネルは第2発電所より先に4カ所あります。白倉1号隧道は、昭和37年建設で、延長89.5m、白倉2号隧道は、昭和37年建設で、延長24.2m、白倉3号隧道は、昭和37年建設で、延長171m、白倉4号隧道は、昭和38年建設で、延長13.5mとなっています。この資料でトンネルの位置について、説明は難しいので、省略させていただきますという答弁でございました。

以上で質疑を終了し、討論に入り、討論はなく、採決に入り、全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして決定いたしました。

次に、議案第34号 平成29年度紀北町一般会計補正予算（第1号）について、本常任委員会所管部分の審査を行いました。

はじめに財政課所管分について、質疑に入り、質疑はありませんでした。

以上のとおり財政課所管分について、質疑を終了しました。

次に、企画課所管分について、質疑に入り、質疑はありませんでした。

以上のとおり、企画課所管分について、質疑を終了いたしました。

次に、農林水産課所管分については、質疑といたしまして、歳入6ページの県単沿岸漁場整備事業費補助金、歳出11ページの、県単沿岸漁場整備事業の築磯の伊勢エビ事業は、どこで実施する予定ですかという質疑に対しまして、施行場所は、海野地区の黒浜沖ですという答弁でございました。

次に、質疑といたしまして、県単沿岸漁場整備事業の工事請負費490万6,000円の築磯事業ですが、具体的な内容について教えてくださいという質疑に対しまして、基本的に1トン内外の天然石を、約540立方メートル投入し、その空隙等に、伊勢エビの生息域を確保して、増殖を目的とする事業ですという答弁でございました。

以上のとおり、農林水産課所管分についての質疑を終了しました。

次に、商工観光課所管分について、質疑に入り、質疑といたしまして、予算書12ページ、国庫支出金で300万円と一般財源で300万円、合計600万円の委託料で計上しています。これは、地域ブランドの定着についての委託料ということですが、委託先とは、どのように地域ブランドをアピールしていくのか、具体的な内容が分かれば説明をお願いしますという質疑に対しまして、答弁といたしまして、委託先については、この予算をお認めいただいた後に、進めてまいりますので、まだ決めていませんが、具体的な事業の内容については、地域ブランド協議会の立ち上げを考えています。

その協議会を通じて、地域ブランドについて、町内への認識と理解を深めていただくこと、さらに町外でPRイベントの開催を考えているところです。もし、可能であれば、地域ブランド協議会に委託することも考えていますという答弁でございました。

今後、地域ブランド協議会を立ち上げて、その中で、ブランド化を進めていくということですが、現時点で協議会の構想、どのようなメンバーで、何をやっていくのか、現時点で分かる範囲での説明をお願いしますという質疑に対しまして、今まで、商工観光課内で検討しているところですが、農林水産・商工関係団体の方、学識経験者の方、県の関連部署の方などを、メンバーになっていただければと考えています。

協議会では、地域ブランドの認定基準を決めていきたいと考えています。今ある紀北町産品に、ひと手間を加えることで、高付加価値化を実現したいと考えているところですと

いう答弁でございました。

最後に、構成メンバーの人数は何人を予定していますかという質疑に対しまして、先ほど申し上げたメンバーですと、10名程度になると思いますという答弁でございました。

この予算は、当初予算で計上されていた予算だと思いましたが、その時に計画していたものが、国庫支出金から予算が出るということで、本格化して事業化できるようになったということですかという質疑に対しまして、当初予算でお認めいただいていた部分につきましては、最低限やりたかった、地域ブランド協議会の立ち上げと、町内へ地域ブランドへの認識と理解を深めていただくための予算として、お認めいただいたものです。

今回は、地方創生交付金がいただけるということで、町外へのPR経費を追加する予算となっていますという答弁でございました。

また、質疑といたしまして、地域ブランドとして、いろいろ産品が考えられると思いますが、どういう品物をブランド化して出すか、非常に難しいと思います。どのような考え方で、ブランド化していくのですか、という質疑に対しまして、今現在、こだわりや特殊な技法などを使って、生産されている生産者の方がいると思いますので、そのような技法なども、認める基準の1つになると考えています。良いものを高く売れることを、基本的なコンセプトとして考えていますという答弁でございました。

また、質疑といたしまして、地域ブランド協議会は、行政が主体となって進めていくのか、それとも民間が主体となって進めていくのか、どこが主体となって進めていくのかという質疑に対しまして、基本的には、協議会を主体として、進めていくことを考えていますが、事業を進めるにあたり、コーディネートノウハウがある、民間事業者の参加も考えていますという答弁でございました。

次に質疑といたしまして、あくまでも地域ブランド協議会が、機能していく上で、主体となっていくのは、商工観光課ではなく、ノウハウのある業者に委託して、その中で活動していく形という事でよろしいでしょうか、という質疑に対しまして、商工観光課も当然携わっていきますが、その場合、行政主体となってしまいますので、できれば協議会が主体となって、皆さんで考えていただく形で進めて行ければと考えていますという答弁でございました。

以上のとおり商工観光課所管分についての質疑を終了しました。

以上で、本委員会所管部分の質疑を終了し、討論に入り、討論はなく、採決に入り、全員賛成。

よって、本案の本委員会所管部分については、原案のとおり可決すべきものとして決定いたしました。

以上で、本委員会に付託された7案件についての審査の経過と結果報告を終わります。

玉津充議長

次に、教育民生常任委員長 太田哲生君。

太田哲生君。

太田哲生教育民生常任委員長

平成29年6月議会定例会において、教育民生常任委員会に付託されました案件について、審査の経過と結果について、報告いたします。

まず、今期定例会で付託されました案件につき、6月8日、木曜日、午前9時30分から、委員6人、6月13日、火曜日、午後3時7分から、委員7人の出席の下、2日間、第1委員会室におきまして、開催いたしました。

説明のため出席した者は、住民課、福祉保健課、生涯学習課の各課長及び職員であります。

また、今期定例会において、付託されました案件は、

議案第25号 紀北町国民健康保険条例の一部を改正する条例

議案第27号 紀北町立教育集会所条例の一部を改正する条例

議案第30号 紀北町健康増進施設マイクロバス購入契約の締結について

議案第34号 平成29年度紀北町一般会計補正予算（第1号）

議案第35号 紀北町健康増進施設の指定管理者の指定について

議案第36号 紀北町健康増進施設トレーニング機器購入契約の締結について

の議案6件の審査であります。

それでは、審査の経過と結果について、報告いたします。

議案第25号 紀北町国民健康保険条例の一部を改正する条例についての審査を行いました。今回の改正において、軽減対象の世帯数等について、質疑がありました。答弁としましては、国民健康保険の保険料額は、7月に本算定を行いますので、確定の軽減者数はまだ出ていませんが、平成29年3月末では、5割軽減の対象者数は387世帯747人、2割軽減の対象者数は320世帯607人となります。今回の改正にはありませんが、7割軽減の対象者数は1,144世帯1,472人です。

また、平成28年度の所得をベースに、今回の軽減拡大措置により、増加する人数をシミ

ュレーションいたしますと、5割軽減の対象者では、8世帯、14人、2割軽減の対象者では、1世帯、2人増加する結果となっています。

国保の被保険者数にしめる、軽減を受ける方の割合ですが、約6割となっています。細かく見ますと、7割軽減の方は約38%、5割軽減の方は約13%、2割軽減の方は約10%となっています。

また、平成25年度の国民健康保険の実態調査によりますと、紀北町の1世帯あたりの所得は、全国平均、三重県平均に比べても低いものとなっています。それだけ本町の国保は、低所得の方が多いということになります。

以上で、質疑を終了し、討論に入り、討論はなく、採決に入り、全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして決定いたしました。

次に、議案第27号 紀北町立教育集会所条例の一部を改正する条例について、審査を行いました。

紀北町立教育集会所条例の名称についての質疑がありました。

答弁としましては、地方改善施設整備事業で建築された集会所等を教育集会所としております。

以上で、質疑を終了し、討論に入り、討論はなく、採決に入り、全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして決定しました。

次に、議案第30号 紀北町健康増進施設マイクロバス購入契約の締結について、審査を行いました。

入札に参加したのは、2社と聞いていますが、車種と、もう1社の入札価格について質疑がありました。

答弁としましては、車種につきましては、日野リエッセⅡGXに指定いたしました。もう1社の入札価格は777万6,000円で、98.4%の入札率でした。なお、契約後、ホームページで入札結果を公表いたします。

以上で、質疑を終了し、討論に入り、討論はなく、採決に入り、賛成多数。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして決定いたしました。

次に、議案第34号 平成29年度紀北町一般会計補正予算（第1号）について、本常任委員会所管部分の審査を行いました。

はじめに、福祉保健課所管分については、質疑はありませんでした。

福祉保健課所管分について、質疑を終了いたしました。

次に、生涯学習課分について、質疑を行いました。

スポーツ振興関係雑入について、質疑がありました。答弁としましては、社会体育施設整備事業の健康増進施設備品購入に充当いたします。

以上で、質疑を終了し、討論に入り、討論はなく、採決に入り、全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして決定いたしました。

次に、議案第35号 紀北町健康増進施設の指定管理者の指定について、審査を行いました。

今回は、公募によらない指定管理者の候補者の選定で、紀北町の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例第5条第2項に該当するということですが、町内の公共施設では、公募によらない施設は過去にありましたかという質疑がありました。答弁としましては、公募によらない指定管理者の指定管理者は多数あります。

続きまして、保証人に関する質疑がありました。答弁としましては、保証人についてですが、指定管理者の指定が決定した際には、協定を締結することになります。現在、保証金を協定の条項に入れることを検討しているところです。

以上で、質疑を終了いたしました。

討論に入り、反対討論としましては、3月議会定例会の一般会計の反対討論の中でも述べましたが、今回、公募されないとのことであり、公共施設として、より公共性を保つためには、公募での指定管理にするべきだと思います。

全員協議会の説明では、法人から町に申し出があり、運営体制や運営方法について、協議中とのことですが、これは議会軽視、町民軽視につながるものではないかと思います。

もう1点は、定款の中で、町職員が理事に、無償ですが含まれています。法律的には大丈夫ですが、疑惑を招きかねないことから反対いたします。

賛成討論としましては、表題の地方自治法第244条の2第3項の規定によるということは、公の施設の設置の目的を効果的に達成するために必要があるときは、地方公共団体が指定するものに管理を行わせることができる、とあるわけですから、今回、執行部は必要があると認めたわけであり、賛成いたします。

採決に入り、賛成多数。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして決定いたしました。

次に、議案第36号 紀北町健康増進施設トレーニング機器購入契約の締結について、審査を行いました。

備品全体で5,000万円以上の予算がありますが、トレーニング機器購入の部分でいくら見込んでいましたか。入札は何社ありましたかとの質疑がありました。答弁としましては、今回の筋力系トレーニング機器につきましては、予算額と契約額はほぼ同じです。予算の見積額は1,003万4,647円を見込んでいました。それに対して、落札額は1,001万3,533円です。

今回の入札におきましては、町内から3社の入札がありました。スポーツショップワールドにおきましては、入札率が93.1%、他の2社はそれぞれ93.2%、95.1%の入札率となっています。

続きまして、筋力系エリアについて、具体的に写真などもいただいておりますが、目的を持った方がトレーニングをされるような機器のように思いますが、そこに重きを置いて選定されたのでしょうか。高齢者の方は難しいのではないのでしょうか。どれぐらいの年齢の方を想定して決定されたのでしょうか。

答弁としましては、これらの機器は、負荷を段階的に変えることができ、腕や肩、足などの部位に合わせて、それぞれ負荷をかけることができますので、いろいろな方が利用できます。トレーニングルームには、指導者を配置いたしまして、高齢者の方も含めて、利用いただける体制を計画しています、との答弁でした。

討論に入り、討論はなく、採決に入り、全員賛成。

本案は原案のとおり可決すべきものとして決定いたしました。

以上で、本委員会に付託された6案件についての審査の経過と結果報告を終わります。

玉津充議長

これで、各常任委員長からの報告を終わります。

玉津充議長

続いて、各常任委員長の報告に対する質疑を行います。

まず、総務産業常任委員会にかかる案件について、委員長報告に対する質疑を行います。議案第26号 紀北町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

玉津充議長

以上で、質疑を終わります。

次に、議案第28号 専決処分の承認を求めることについての質疑を行います。

質疑される方はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

玉津充議長

以上で、質疑を終わります。

次に、議案第29号 小型動力ポンプ付積載車購入契約の締結についての質疑を行います。

質疑される方はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

玉津充議長

以上で、質疑を終わります。

次に、議案第31号 紀北町道の路線変更についての質疑を行います。

質疑される方はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

玉津充議長

以上で、質疑を終わります。

次に、議案第32号 紀北町道の路線変更についての質疑を行います。

質疑される方はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

玉津充議長

以上で、質疑を終わります。

次に、議案第33号 紀北町道の路線変更についての質疑を行います。

質疑される方はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

玉津充議長

以上で、質疑を終わります。

次に、議案第34号 平成29年度紀北町一般会計補正予算(第1号)について、総務産業常任委員会にかかる部分についての質疑を行います。

質疑される方はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

玉津充議長

以上で、質疑を終わります。

これで、総務産業常任委員会に係る案件について、委員長報告に対する質疑を終了します。

次に、教育民生常任委員会に係る案件について、委員長報告に対する質疑を行います。

議案第25号 紀北町国民健康保険条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

玉津充議長

以上で、質疑を終わります。

次に、議案第27号 紀北町立教育集会所条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

玉津充議長

以上で、質疑を終わります。

次に、議案第30号 紀北町健康増進施設マイクロバス購入契約の締結についての質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

玉津充議長

以上で、質疑を終わります。

次に、議案第34号 平成29年度紀北町一般会計補正予算（第1号）について、教育民生常任委員会にかかる部分についての質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

玉津充議長

以上で、質疑を終わります。

玉津充議長

ここで、暫時休憩します。10時30分まで休憩とします。

(午前 10時 12分)

玉津充議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午前 10時 30分)

玉津充議長

次に、議案第35号 紀北町健康増進施設の指定管理者の指定についての質疑を行います。

質疑される方はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

玉津充議長

以上で、質疑を終わります。

次に、議案第36号 紀北町健康増進施設トレーニング機器購入契約の締結についての質疑を行います。

質疑される方はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

玉津充議長

以上で、質疑を終わります。

以上で、教育民生常任委員会に係る案件について、委員長報告に対する質疑を終了します。

日程第3

玉津充議長

これより各議案の討論、採決に入ります。

日程第3 議案第25号 紀北町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありますか。

(発言する者なし)

玉津充議長

次に、原案に賛成討論される方はありますか。

(発言する者なし)

玉津充議長

これで討論を終了し、採決します。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第3 議案第25号については、委員長報告のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

玉津充議長

挙手全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決することに決定しました。

日程第4

玉津充議長

次に、日程第4 議案第26号 紀北町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を議題とします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありますか。

(発言する者なし)

玉津充議長

次に、原案に賛成討論される方はありますか。

(発言する者なし)

玉津充議長

これで討論を終了し、採決します。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第4 議案第26号については、委員長報告のとおり決定することに、賛成の方は挙
手願います。

(全 員 挙 手)

玉津充議長

挙手全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決することに決定しました。

日程第5

玉津充議長

次に、日程第5 議案第27号 紀北町立教育集会所条例の一部を改正する条例を議題と
します。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありますか。

(発言する者なし)

玉津充議長

原案に賛成討論される方はありますか。

(発言する者なし)

玉津充議長

これで討論を終了し、採決します。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第5 議案第27号については、委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は挙

願います。

(全 員 挙 手)

玉津充議長

挙手全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決することに決定しました。

日程第6

玉津充議長

次に、日程第6 議案第28号 専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありませんか。

(発言する者なし)

玉津充議長

次に、原案に賛成討論される方はありませんか。

(発言する者なし)

玉津充議長

これで討論を終了し、採決します。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第6 議案第28号については、委員長報告のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

玉津充議長

挙手全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決することに決定しました。

日程第7

玉津充議長

次に、日程第7 議案第29号 小型動力ポンプ付積載車購入契約の締結についてを議題とします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありますか。

(発言する者なし)

玉津充議長

次に、原案に賛成討論される方はありますか。

(発言する者なし)

玉津充議長

これで討論を終了し、採決します。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第7 議案第29号については、委員長報告のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

玉津充議長

挙手全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決することに決定しました。

日程第8

玉津充議長

次に、日程第8 議案第30号 紀北町健康増進施設マイクロバス購入契約の締結についてを議題とします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありますか。

近澤チヅル君。

7番 近澤チヅル議員

議案第30号 紀北町健康増進施設マイクロバス購入契約の締結について、反対の討論を行います。

3月議会の一般会計の反対討論の中でも述べましたが、このマイクロバスは健康増進施設の利用者を、無料で送迎するためのものです。そもそもこのバスは施設と一定の場所を3往復するためのものとなっており、議案の提案理由にも、紀北町健康増進施設の利用者を送迎するためのマイクロバスと明記されております。

今、町内には、交通手段を持たない高齢者の方が、利用しやすいバスを走らせて欲しいという、強い思いがあります。でも、公共交通の予算は、数年変化がないと思います。また、公共交通の予算は、年間で1,900万円であるのに、このマイクロバスは、その約40%に相当するものです。

それなのに特定の使い道しか想定されていないということであって、その予算にも反対してきました。この予算を基にした締結に賛成はできません。町民にとって利用しやすく、他のことにも利用できるよう考えてこそ、町民のための備品購入契約になるのではないかと思います。

以上、反対いたします。

玉津充議長

次に、原案に賛成討論される方はありませんか。

瀧本攻君。

6番 瀧本攻議員

議案第30号 健康増進施設マイクロバス購入契約の締結についてでございますが、これは入札が3社あって、1社が落札されたということでございます。確かに健康増進のためのバスでありますけども、運営会社において、弾力的に停車するとかいっております。

それで、この路線についてはですね、三重交通がある限りはですね、三重交通の代替バスとしてですね、利用することは法律的にはできないわけです。それをそういうなんていうんですか、ルールを知らんとですね、反対するのはいかがなものかと思えます。よって、私はこの入札について、賛成しますし、路線バスのことも考えていかないかと思えます。よって、賛成いたします。

玉津充議長

次に、原案に反対討論される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

玉津充議長

次に、原案に賛成討論される方はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

玉津充議長

これで討論を終了し、採決します。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第8 議案第30号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(多 数 挙 手)

玉津充議長

挙手多数です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決することに決定しました。

日程第9

玉津充議長

次に、日程第9 議案第31号 紀北町道の路線変更についてを議題とします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

玉津充議長

次に、原案に賛成討論される方はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

玉津充議長

これで討論を終了し、採決します。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第9 議案第31号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

玉津充議長

挙手全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決することに決定しました。

日程第10

玉津充議長

次に、日程第10 議案第32号 紀北町道の路線変更についてを議題とします。
討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありませんか。

(発言する者なし)

玉津充議長

次に、原案に賛成討論される方はありませんか。

(発言する者なし)

玉津充議長

これで討論を終了し、採決します。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第10 議案第32号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

玉津充議長

挙手全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決することに決定しました。

日程第11

玉津充議長

次に、日程第11 議案第33号 紀北町道の路線変更についてを議題とします。
討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありますか。

(発言する者なし)

玉津充議長

次に、原案に賛成討論される方はありますか。

(発言する者なし)

玉津充議長

これで討論を終了し、採決します。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第11 議案第33号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手
願います。

(全 員 挙 手)

玉津充議長

挙手全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決することに決定しました。

日程第12

玉津充議長

次に、日程第12 議案第34号 平成29年度紀北町一般会計補正予算（第1号）を議題と
します。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありますか。

(「な し」 と呼ぶ者あり)

玉津充議長

次に、原案に賛成討論される方はありますか。

(発言する者なし)

玉津充議長

これで討論を終了し、採決します。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第12 議案第34号については、委員長報告のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

玉津充議長

挙手全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決することに決定しました。

日程第13

玉津充議長

次に、日程第13 議案第35号 紀北町健康増進施設の指定管理者の指定についてを議題とします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありますか。

近澤チヅル君。

7番 近澤チヅル議員

議案第35号 紀北町健康増進施設の指定管理者の指定について、この議案で海山スイミングクラブを指定管理者に指定するとなっております。これにつきましても、一般質問でも公募によらない指定管理には賛成できない。なぜ公募にしなかったかと問うてきました。

その答えとして、公募を基本に運営を検討していたとありますが、公募前に、申し出があったからと、議会や町民に問うこともなく、その法人と運営や管理方法を協議する、これは町民の理解が得られないのではないかと思います。その上、協議した結果、適切な施

設管理設置目標を達成してもらえると判断したから、公募にはよらず、指定管理に指定するというのは、納得がしがたいものです。

また、同NPO法人、特定非営利活動法人につきましては、その理事として、11名の方がおりますが、3名の職員の名が連ねております。NPO法人の理事に、地方公務員がなること、そのものには問題がありませんが、予算を執行する、また、される側に町職員が、執行する、そしてされる側に町職員が、法人役員を重ねるというのは、いささか倫理的に問題があるのではないかと思います。

それらを含め、透明性確保の観点からも、議案に賛成することはできません。

以上です。

玉津充議長

次に、原案に賛成討論される方はありませんか。

瀧本攻君。

6番 瀧本攻議員

賛成の立場で討論させていただきます。

議案第35号 紀北町健康増進施設の指定管理者の指定について、これは町長もご苦労されたと思うのですが、地方自治法の昭和22年の法律第67条、244条の2項に、公の施設についてですね、不当な差別が、取扱がない場合は、いわゆる随契が結べることができると、244条の3ですね、地方公共団体は公の施設の設置目的を効果的に達成するため、必要があるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であって、当該普通地方公共団体が指定するもの。（指定管理者）に当該等の施設の管理を行わせることができるという大前提の法律があるわけです。

それと、ちょっとNPOといいました。NPOというのはですね、これは社会で、日本でできたのは、平成10年ですわ、阪神・淡路大震災が起こった後、これはボランティア、NPO法の中に、このいわゆる非営利、なんていうんです、特定非営利活動法人というふうになっておるわけです。これは六法全書もちょっと読んでもらわな、だから、執行部においても、またここのこれを管理委託される側においても、非常にご苦労されたと思う。

しかも、私も委員会で、保証のことをいいましたら、12分の1の保証金を積むということに、答弁でございましたので、そして、また議会の冒頭の質疑に、奥村議員が32年に切れた時ですか、32年ですか、32年3月31日切れた時に、また再度、公募をしてやるということで、執行部がおっしゃっておりますので、これ以上のものはないと思います。

以上の点から賛成させていただきます。

玉津充議長

次に、原案に反対討論される方はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

玉津充議長

次に、原案に賛成討論される方はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

玉津充議長

これで討論を終了し、採決します。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第13 議案第35号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(多 数 挙 手)

玉津充議長

賛成多数です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決することに決定しました。

日程第14

玉津充議長

次に、日程第14 議案第36号 紀北町健康増進施設トレーニング機器購入契約の締結についてを議題とします。

討論を行います。

原案に反対討論される方はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

玉津充議長

次に、原案に賛成討論される方はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

玉津充議長

これで討論を終了し、採決します。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第14 議案第36号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

玉津充議長

挙手全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決することに決定しました。

玉津充議長

以上で、本日の日程はすべて終了しました。

これで本日の会議を閉じます。

ここで、尾上町長から発言の申し出を受けておりますので、許可します。

尾上町長。

尾上壽一町長

それでは、6月議会定例会の閉会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

去る6月6日に開会されました本定例会では、本日まで終始熱心にご審議をいただき、上程いたしました案件につきまして、原案どおりご可決を賜わり、誠にありがとうございます。

会期中に議員の皆様方から頂戴いたしました、ご意見、ご指摘につきましては、その対応に留意しながら、町政運営にあたってまいります。さて、間もなく7月となり、紀北町の夏の風物詩でもあります、紀北町夏の三大祭りが、7月1日のきほく七夕物語を皮切りに、きほく燈籠祭、きほく夏祭りKODOと、町内の各会場で開催をされます。たくさんのイベントも予定されておりますので、是非ご参加いただきますよう、よろしくお願いを申し上げます。

また、こういったイベントを1つの起爆剤として、紀北町の魅力アップにつなげ、交流人口の増加にむけた取り組みを、住民の皆様と協働して進めてまいりたいと考えておりま

す。

最後になりますが、季節が梅雨に入りましたが、暑い日が続いております。議員の皆様、それから、住民の皆様におかれましては、健康にご留意されまして、ますますのご活躍をいただきますよう、ご祈念申し上げまして、議会定例会、閉会にあたってのご挨拶とさせていただきます。誠にありがとうございました。

玉津充議長

以上で、本定例会の日程はすべて終了しました。

平成29年6月定例会の閉会にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

今期定例会は、6月6日から本日までの11日間にわたり、議員の皆様、町長及び職員の皆様には、慎重なるご審議をいただき、無事閉会できますことに、心から御礼申し上げます。

これから夏本番を迎えることになりますが、体調面にはくれぐれも気をつけていただき、一層ご活躍をいただきますようお願い申し上げます。

玉津充議長

これもちまして、平成29年6月紀北町議会定例会を閉会とします。

(午前 10時 55分)

地方自治法第 123条第 2 項の規定により下記に署名する。

平成 29 年 9 月 5 日

紀北町議会議長 玉津 充

紀北町議会議員 中津畑正量

紀北町議会議員 大西瑞香